

「宮城県総合教育会議」について

地方教育行政の組織及び運営に関する法律が一部改正（平成 26 年 6 月 20 日公布／平成 27 年 4 月 1 日施行）され，地方公共団体の長は，その地域の実情に応じ，当該地方公共団体の教育，学術及び文化の振興に関する総合的な施策の大綱（以下「大綱」という。）を定めることとされた。また，大綱の策定に関する協議等を行うため，総合教育会議を設けることとされた。

1 総合教育会議における協議・調整事項

- (1) 大綱の策定に関する協議
- (2) 教育を行うための諸条件の整備その他の地域の実情に応じた教育，学術及び文化の振興を図るため重点的に講ずべき施策
- (3) 児童，生徒等の生命又は身体に現に被害が生じ，又はまさに被害が生ずるおそれがあると見込まれる場合等の緊急の場合に講ずべき措置

2 構成員

地方公共団体の長及び教育委員会

3 総合教育会議の位置付け

総合教育会議は，知事及び教育委員会の協議及び調整の場であり，それぞれの執行権限に関して決定を行う機関ではない。

なお，総合教育会議において調整が行われた事項については，それぞれが尊重義務を負うもの。

4 宮城県総合教育会議の運営（案）

資料 1 - 2（宮城県総合教育会議運営要綱（案））のとおり

※ 総合教育会議の運営に関し必要な事項は，総合教育会議が定めることとされているもの。